

利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会運営要領

(目的)

- 1 利尻礼文サロベツ国立公園の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として、現地における管理業務の指針となるべき、地域の実情に即した管理計画を作成するため、「利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会（以下「検討会」という。）」を運営する。

(検討会の検討事項)

- 2 検討会においては次の事項を検討する。

- (1) 管理の基本的方針 国立公園又は管理計画区の概況
- (2) 風致景観の管理に関する事項 管理の基本方針
- (3) 地域の開発、整備に関する事項 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 土地及び事業施設の管理に関する事項 適正な公園利用の推進に関する事項
- (5) 利用者の指導に関する事項 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- (6) 地域の美化修景に関する事項

~~(7) その他第1の目的を達成するために必要な事項~~

(検討会の構成)

- 3 検討会は、学識経験者のうちから環境省北海道地方環境事務所長（以下「事務所長」という。）が依頼する検討員をもって構成する。

- 4 検討会には、関係行政機関、関係団体等の参画を求めることができる。

~~5 検討会の運営にあたり、北海道地方環境事務所職員のうちから事務所長の指名により検討会に幹事・書記及び調査員を置く。~~

(座長)

~~6 検討会に座長を置き、検討員のうちから互選によりこれを決定する。~~

(庶務)

~~7 検討会の庶務は、環境省北海道地方環境事務所において行う。~~

「利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会」名簿

◎検討員

北海道大学大学院農学研究科 助 手	愛甲 哲也
北海道環境科学研究センター 環境 GIS 科長	高田 雅之
レブンクル写真事務所	宮本 誠一郎

◎関係行政機関

北海道森林管理局計画部長

宗谷森林管理署長

留萌北部森林管理署長

稚内開発建設部長

留萌開発建設部長

北海道宗谷支庁長

北海道留萌支庁長

稚内市長

礼文町長

利尻町長

利尻富士町長

豊富町長

幌延町長

国立公園管理計画作成要領

(平成18年4月20日 自然環境局長通知)

第1 目的

国立公園管理計画（以下「管理計画」という。）は、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものとする。

第2 管理計画の作成地域

管理計画は、国立公園ごと又は当該公園の地理的区分としての地域ごとに作成するものとするが、風致景観の特性、管理業務上の特性により国立公園を複数の地区（以下「管理計画区」という。）に区分した上、作成し得るものとする。

第3 管理計画の作成手続

- 1 管理計画は、地方環境事務所長（釧路自然環境事務所長、長野自然環境事務所長及び那覇自然環境事務所長を含む。以下同じ。）が、関係する都道府県及び市町村の意見を聴いて作成する（変更する場合を含む。以下同じ。）ものとする。
- 2 地方環境事務所長は管理計画案の作成に当たっては、地域住民等地元関係者の意見を十分に聴取するよう努めるほか、行政手続法第6章の規定による意見公募手続により広く一般から意見を募集するものとする。
ただし、第4の(5)に掲げる事項に関係しない軽微な変更等であって、地域住民等地元関係者の意見聴取や一般からの意見公募の手続の必要がないと地方環境事務所長が判断した場合はこれらを省略できる。
- 3 管理計画に記載する事項のうち、第4の(5)に掲げる事項の作成に当たっては、法定受託事務実施都県の了承を得るものとする。
- 4 地方環境事務所長は、管理計画に記載する事項のうち第4の(2)及び(5)に掲げる事項の案について、あらかじめ自然環境局長と協議しなければならない。自然環境局長は、地方環境事務所長から案の協議を受けたときには、原則として3か月以内に同意の可否について回答するものとする。
- 5 地方環境事務所長は、管理計画の作成に当たっては、必要に応じ第4の(2)及び(5)に掲げる事項以外の事項についても、自然環境局長の意見を聴くことができる。

第4 管理計画の内容

管理計画においては、原則として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 国立公園又は管理計画区の概況
- (2) 管理の基本方針
- (3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (5) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- (6) その他第1の目的を達成するために必要な事項

なお、第3の4の協議による同意を得て地方環境事務所長が管理計画を定めた場合、(2)及び(5)に掲げる事項についても、環境大臣の権限の行使に関し準用する。

第5 管理計画検討会の設置

- 1 管理計画の作成（管理計画に係る特定事項の検討を含む。）に当たっては、地方環境事務所長は、必要に応じ自然環境の保全等に関し学識のある者による国立公園管理計画検討会（以下「検討会」という。）を開催することができる。
- 2 検討会には、地元関係行政機関及び地元代表者を参加させることができる。

第6 管理計画連絡会議の開催

- 1 管理計画の作成に当たっては、必要に応じその促進と調整を図るため自然環境局国立公園課及び地方環境事務所（釧路自然環境事務所、長野自然環境事務所及び那覇自然環境事務所を含む。）による国立公園管理計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができる。
- 2 連絡会議には、各検討会の検討員を出席させることができる。

第7 管理計画作成国立公園の指定

地方環境事務所長は、自然環境局長の意見を聴いて、毎年度当初、当該年度において管理計画を作成する国立公園を定めるものとする。

管理計画の変更は、公園計画の見直しの機会に実施することを基本とするが、部分的な変更については、必要に応じて隨時実施することができる。

第8 報告

地方環境事務所長は、管理計画の作成状況について当該年度末までに自然環境局長に報告するものとする。

第9 公表

地方環境事務所長は、管理計画を作成したときには管理計画書として取りまとめ、これを公表するものとする。